

指定金融機関等の指定

平成13年 3月30日

佐賀県告示第163号

改正 平成13年 7月23日告示第358号

平成13年10月 1日告示第454号

平成14年 1月31日告示第50号

平成14年 2月28日告示第104号

平成14年 3月18日告示第121号

平成14年 4月24日告示第209号

平成14年 6月28日告示第293号

平成14年 7月12日告示第309号

平成14年 8月21日告示第364号

平成14年 9月24日告示第420号

平成14年11月 1日告示第499号

平成14年11月18日告示第524号

平成15年 1月22日告示第13号

平成15年 2月12日告示第50号

平成15年 3月12日告示第95号

平成15年 3月31日告示第137号

平成15年 5月 9日告示第237号

平成16年 5月10日告示第376号

平成16年 9月30日告示第613号

平成17年 3月31日告示第195号

平成17年 8月26日告示第460号

平成18年 5月10日告示第332号

平成18年 5月17日告示第349号

平成19年 3月22日告示第148号

平成19年 9月28日告示第525号

平成19年12月28日告示第688号

平成20年 9月30日告示第362号  
平成21年 3月31日告示第172号  
平成22年 2月12日告示第74号  
平成22年 4月30日告示第186号  
平成23年 2月 4日告示第27号  
平成23年 3月31日告示第149号  
平成24年 3月30日告示第118号  
平成24年 6月12日告示第172号  
平成25年11月15日告示第350号  
平成26年 9月16日告示第373号  
平成27年 3月31日告示第203号  
平成28年 3月 4日告示第102号  
平成28年12月27日告示第635号  
平成29年 3月24日告示第309号  
平成29年 4月 1日告示第370号  
平成30年 1月26日告示第20号  
平成31年 3月26日告示第158号  
令和 2年 3月27日告示第83号  
令和 2年 9月29日告示第247号  
令和 2年11月10日告示第289号  
令和 3年 3月16日告示第78号  
令和 3年 7月 2日告示第207号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項、第3項及び第4項の規定により、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を次のように指定し、平成13年4月1日から施行する。

なお、指定金融機関等の指定（平成4年佐賀県告示第225号）は、平成13年3月31日限り廃止する。

#### 1 指定金融機関

名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
株式会社佐賀銀行	日本国内の全ての店舗	1 県公金の収納事務 2 県公金の支払事務

## 2 指定代理金融機関

名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
佐賀県信用農業協同組合連合会	佐賀県内の全ての店舗	1 県公金の収納事務 2 佐賀県就農支援資金特別会計に係る支払事務のうち事務費に係る支払事務以外の支払事務

## 3 収納代理金融機関

名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
株式会社みずほ銀行	日本国内の全ての店舗	県公金の収納事務
〃 三井住友銀行	〃	〃
〃 福岡銀行	〃	〃
〃 筑邦銀行	〃	〃
〃 十八親和銀行	〃	〃
〃 西日本シティ銀行	〃	〃
三井住友信託銀行株式会社	〃	県公金の収納事務（預金口座振替によるものに限る。）
株式会社佐賀共栄銀行	〃	県公金の収納事務
〃 長崎銀行	佐賀県内の全ての店舗	〃
楽天銀行株式会社	日本国内の全ての店舗	県公金の収納事務（マルチ ペイメントネットワークを利用するものに限る。）
PayPay銀行株式会社	〃	〃
大川信用金庫	佐賀県内の全ての店舗	県公金の収納事務
唐津信用金庫	〃	〃
佐賀信用金庫	〃	〃

伊万里信用金庫	日本国内の全ての店舗	〃
九州ひぜん信用金庫	佐賀県内の全ての店舗	〃
佐賀東信用組合	〃	〃
佐賀西信用組合	〃	〃
佐賀県医師信用組合	〃	〃
九州労働金庫	日本国内の全ての店舗	〃
佐賀県農業協同組合	佐賀県内の全ての店舗	〃
佐賀市中央農業協同組合	〃	〃
唐津農業協同組合	〃	〃
伊万里市農業協同組合	〃	〃
九州信用漁業協同組合連合会	〃	〃
株式会社ゆうちょ銀行	日本国内の全てのゆう ちょ銀行及びゆうちょ 銀行から銀行業務を委 託された郵便局	1 母子父子寡婦福祉資金 償還金及び佐賀県県税条例 (昭和30年佐賀県条例第23 号)第2条第2号に規定する 徴収金の収納事務(マルチ ペイメントネットワークを 利用するものに限る。) 2 佐賀県財務規則(平成4 年佐賀県規則第35号)第2条 第14号に規定する諸収入金 のうち寄附金の収納事務 (マルチペイメントネット ワークを利用するもの及び 払込取扱票によるものに限 る。)
	九州内(沖縄県を除く。) の全てのゆうちょ銀行 及びゆうちょ銀行から	県営住宅及び駐車場の使用 料並びに佐賀県県税条例第 2条第2号に規定する徴収金

	銀行業務を委託された郵便局	の収納事務（福岡貯金事務センターが承認した払込書によるものに限る。）
	福岡貯金事務センター	母子父子寡婦福祉資金償還金、県営住宅及び駐車場の使用料、育英資金返還金並びに佐賀県県税条例第2条第2号に規定する徴収金の収納事務（自動払込によるものに限る。）

改正文（平成13年告示第358号）抄  
平成13年8月1日から施行する。

改正文（平成13年告示第454号）抄  
平成13年10月1日から施行する。

改正文（平成14年告示第50号）抄  
平成14年2月1日から施行する。

改正文（平成14年告示第104号）抄  
平成14年3月1日から施行する。

改正文（平成14年告示第121号）抄  
平成14年4月1日から施行する。

改正文（平成14年告示第209号）抄  
平成14年5月1日から施行する。

改正文（平成14年告示第293号）抄  
平成14年7月1日から施行する。

改正文（平成14年告示第309号）抄  
平成14年8月1日から施行する。

改正文（平成14年告示第364号）抄  
平成14年9月1日から施行する。

改正文（平成14年告示第420号）抄

平成14年10月1日から施行する。

改正文（平成14年告示第524号）抄  
平成14年12月2日から施行する。

改正文（平成15年告示第13号）抄  
平成15年2月3日から施行する。

改正文（平成15年告示第50号）抄  
平成15年4月1日から施行する。

改正文（平成15年告示第95号）抄  
平成15年4月1日から施行する。

改正文（平成15年告示第137号）抄  
平成15年4月1日から施行する。

改正文（平成15年告示第237号）抄  
平成15年6月2日から施行する。

改正文（平成16年告示第613号）抄  
平成16年10月1日から施行する。

改正文（平成17年告示第195号）抄  
平成17年4月1日から施行する。

改正文（平成19年告示第148号）抄  
平成19年4月1日から施行する。

改正文（平成19年告示第525号）抄  
平成19年10月1日から施行する。

改正文（平成19年告示第688号）抄  
平成20年1月1日から施行する。

改正文（平成20年告示第362号）抄  
平成20年10月1日から施行する。

改正文（平成21年告示第172号）抄  
平成21年4月1日から施行する。

改正文（平成22年告示第74号）抄  
平成22年2月15日から施行する。

改正文（平成22年告示第186号）抄  
平成22年5月4日から施行する。

改正文（平成23年告示第149号）抄  
平成23年4月1日から施行する。

改正文（平成24年告示第118号）抄  
平成24年4月1日から施行する。

改正文（平成26年告示第373号）抄  
平成26年10月1日から施行する。

改正文（平成27年告示第203号）抄  
平成27年4月1日から施行する。

改正文（平成28年告示第102号）抄  
平成28年4月12日から施行する。

改正文（平成28年告示第635号）抄  
平成29年1月1日から施行する。

改正文（平成29年告示第309号）抄  
平成29年4月1日から施行する。

改正文（平成29年告示第370号）抄  
公布の日から施行する。

改正文（平成30年告示第20号）抄  
平成30年2月1日から施行する。

改正文（平成31年告示第158号）抄  
平成31年4月1日から施行する。

改正文（令和2年告示第83号）抄  
令和2年4月1日から施行する。

改正文（令和2年告示第247号）抄  
令和2年10月1日から施行する。

改正文（令和2年告示第289号）抄  
令和2年11月16日から施行する。

改正文（令和3年告示第78号）抄

令和3年4月1日から施行する。ただし、3の表中「株式会社ジャパネット銀行」を「PayPay銀行株式会社」に改める改正規定は、同年4月5日から施行する。

改正文（令和3年告示第207号）抄  
令和3年7月5日から施行する。